



## 南オーストラリア州のドナー情報について

Gillian Lewis, Samantha Packer  
SA Health

### Q. Central Register はありますか?

現在、南オーストラリア州にはまだ Central Register はない。2019 年 11 月 9 日に Assisted Reproductive Treatment Act 1988 の修正法が通過した。そのなかで、donor conception register を設立することが求められている。2021 年 11 月 9 日から、ドナー情報の管理システムが開始される。

現在、ドナー情報はそれぞれのクリニックで管理されている。

### Q. クリニックに保管されているドナー情報の管理状態はどうでしょうか?

2010 年よりも前から開業していたのは Repromed (とその前身) と Flinders Fertility で、City Fertility は 2010 年と Fertility SA は 2011 年に営業を開始した。Repromed は、1960 年代半ばから Queen Elizabeth Hospital からの医師や研究者によって営業を始めていた。1987 年に Repromed Pty Ltd として統合され、アデレード大学の補助金で運営されていた。最終的に、2006 年に企業に売却された。Flinders Fertility は 1970 年代から運営されていた。

Repromed と Flinders Fertility の過去のドナー情報の状態は様々で法律が変化していくなかで改善してきた。

ART act 1988 に関する 2017 年のレビューに Repromed と Flinders Fertility の過去のドナー情報に関して詳細にレポートがなされている (Sonia Allan 2017)。

### Repromed(とその前身)

- Queen Elizabeth Hospital は 1960 年代から 1996 年までの記録を保管している
- University of Adelaide は 1980 年から 2006 年までの記録が保管されていて、出産記録、カウンセリング記録、ドナー記録も含まれている。
- A.F.C.では現在の患者と昔の記録(主として 2006 年以降の電子データでドナーきょうだい、ドナー、親の特定が可能)を保管している。

### Flinders Fertility

- 過去の情報は混乱しており、ドナーから生まれた人、レシピエント、またおそらくドナーにとっても難しい状況をつくりだしている。

REPORT ON THE REVIEW  
OF THE ASSISTED REPRODUCTIVE  
TREATMENT ACT 1988 (SA)

Sonia Allan  
2017

S ALLAN ART ACT REVIEW 2017



(Donor Conception Register)が設立されたのち、どのように存続させるかが検討される。

**Q. 遡及的開示を怖れてクリニックにあるドナー情報が破壊される可能性はありますか?**

南オーストラリア州には4つのクリニックがあって、Minister for Health and Wellbeing に登録され、Reproductive Treatment Act 1988 (ART Act)によって規制されている。また、国のガイドラインやRTAC (The Fertility Society of Australia)にも準拠している。クリニックはこれらの法律やソフトローに準拠しなければならないが、ドナー情報の保管に関しては規定がない。

南オーストラリア州の法的枠組のなかではクリニックは記録の破壊はできない。しかし、2017年のAssisted Reproductive Treatment Act 1988のレビューによれば、法律が施行される前の初期の記録に関しては失われたり、破壊されたりしているものもある。

**Q. 出生証明書にドナーから生まれたことの記載はありますか?**

Birth, Deaths and Marriages Registration Act 1996によってドナーから生まれた事実は子どもの出生証明書に記載されている。この法律は2016年9月23日に適用されたので、それ以降に生まれた子どもだけが知ることができる。

子どもが出生証明書を請求したときにさらに追加の情報がある旨の記載があり、もう一つの出生証明書の請求を行うことで、ドナーの情報を得ることができる。このシステムは、Central Register

**Q. 南オーストラリア州でもドナー情報の遡及的開示が行われる可能性があるでしょうか?**

最近改定が行われた Surrogacy Act 2019により、2021年から南オーストラリアで Donor Conception Register が設立されることになっている。その際に、遡及的開示(ドナーの同意なしに過去のすべてのドナー情報が開示される)についても考慮されることになるだろう。Dr. Sonia Allan のレビューでは、遡及的開示が推奨されている。ビクトリア州では遡及的開示がなされており、南オーストラリア州でも同様のことが必要かどうか、Donor Conception Register が設立される際に検討される。

**Q. 南オーストラリア州には VARTA のような donor conception に関わる人たちを支援するような組織はありますか?**

南オーストラリア州には、central register はないので、政府はそのような組織やサービスを提供していない。クリニックでそのようなサービスが提供されている場合がある。というのは、南オーストラリア州ではビクトリア州ほど donor conception は多くはない。質問があったり、サポートが必要な人は、クリニックに問い合わせをすることができる。問題によってはクリニックが提供しているサービスが役に立つこともあるだろう。また、クリニックではドナーとのコンタクトを取り持ったり、個人情報の提供を行なっている場合もある。





しかし、とくに昔の提供に関しては、ほとんど情報がなく、関係者は失望させられることがほとんどだ。

**Q. 生殖医療の分野で、今後、法律の改変が予想されるものはありますか？（例えばミトコンドリア提供や子宮移植も含め）**

南オーストラリア州では代理出産に関する独立した法律(Surrogacy Act 2019)を2019年11月に通過させている。これは、2020年の前半に施行される予定になっている。Family Relationship Act 1975の中にあつた代理出産に関する規定が置き換えられた。変更された主な点は、代理母は25歳以上でオーストラリア市民もしくは永住権を持つ者でなければならない、代理母は逸失利益の補償を受けることができる、シングルの依頼者も代理出産を依頼できるというものである。また、商業的代理出産は違法であるという点があつたため強調されている。南オーストラリア州では、利他的代理出産だけが認められる。法務長官がこの法律に関して責任をもっている。

政府はさらにこのRegisterについて改善が必要かなどを検討する必要がある。そして、遡及的開示が必要かなどについても今後議論がなされる。

ミトコンドリア提供については Prohibition of Human Cloning for Reproduction Act 2003 によって禁止されている。これは南オーストラリア州のもので、連邦政府の法律になつたものである。現在、オーストラリア政府はミトコンドリア提供の認可について検討がなされている。現在、上院で調査がなされている。一般へのコンサルテーショ

ンも NHMRC(National Health and Medical Research Council)によって行われている。他にも NHMRC では上院が指示する重要な科学的問題について助言を行っている。今後もしミトコンドリア提供が認められると連邦政府が判断すれば、南オーストラリアでもそれに応じた法改正を行う必要がある。

2020年3月  
(まとめ 日比野由利)

SA Health



Government of South Australia  
SA Health